

FAQs CSRD:企業サステナビリティ報告指令について知っておくべきこと

2023年2月10日
(2023年2月17日アップデート)

要点

2021年4月、欧州委員会(EC)は、EUにおけるサステナビリティ報告を包括的に改正する企業サステナビリティ報告指令(CSRD)案を公表しました。CSRD案の目的は、EUにおけるサステナビリティ報告の一貫性を高めることにより、金融機関、投資家およびより幅広く一般の利用者が、比較可能で信頼性の高いサステナビリティ情報を利用できるようにすることです。数カ月にもわたる議論の後、EC、欧州議会、理事会は2022年6月に政治的合意に達しました。2022年12月16日、最終化された指令(EU2022/2464)がEU官報に掲載されました。

CSRDは、より詳細で標準化された報告要件を提供しており、サステナビリティ報告の対象範囲を大幅に拡大することになります。EU域内の5万社近くの企業が、またEU域外の企業もCSRDの影響を受けると予想されます。

このFAQ集は、適用対象範囲(タクソミー報告要件の範囲を含む)、初度適用および企業が使用すべき報告基準、CSRDの主要な規定の概要を提供することを意図しています。例えば、以下が挙げられます。

- どの企業が CSRD 報告要件の適用範囲に含まれるか
- 適用範囲に含まれる企業の初度適用はいつか
- サステナビリティ報告に使用すべき基準の種類はどれか
- CSRD 報告要件の適用範囲に含まれる企業は、タクソミー規則第 8 条(Regulation (EU) 2020/852)の適用範囲にも含まれるか
- 適用除外の可能性など、考慮すべき特別な事項はあるか

免責事項

このFAQ集は、2022年12月16日に英語でEU官報に掲載された指令(EU)2022/2464を基礎に作成されています。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022L2464&qid=1671182094889>

セクションA—FAQ集の背景およびガイダンス

IND FAQ1.1—CSRDとは何か

企業サステナビリティ報告指令(CSRD)は「EU指令の修正版」です。CSRDは、EUにおける非財務報告の既存の規則を改正するものであり、EUにおけるサステナビリティ報告の総合的な制度を確立して、サステナビリティ報告を財務報告と徐々に同等の水準にすることを目的としています。したがって、以下のFAQでは、CSRDの条文を参照するのではなく、CSRDに従って修正されたEU指令またはEU規則の条文を参照します。

EU指令の国内法への移行においてEU加盟国を導く際のCSRDの目標は何か

CSRDの目的は、現在EUにおいて有効な非財務報告に関する規則を包括的に改正し、非財務報告制度を財務報告制度と徐々に同じ水準にすることです。これは特に、次の領域に関係します。

- 適用範囲(範囲は大幅に拡大されることになり、このFAQ集の主な焦点となっている)
- 報告内容(今後、CSRDの下では「非財務報告」ではなく「サステナビリティ報告」と呼ばれる)
- 報告企業におけるサステナビリティ報告の責任
- 外部監査人の要件(資格など)を含む、報告の外部(第三者)保証
- 外部監督—すなわち、欧州証券市場監督機構(ESMA)や欧州各国の執行機関による企業報告規則のエンフォーースメント

CSRDは、企業報告に関する既存のEU指令をどのように変えるのか

EU域内企業の現行の非財務報告義務は、新たに拡大された義務と同様に、会計指令¹に従った企業報告制度の中に組み込まれています。会計指令には、年次財務諸表、連結財務諸表、(連結)マネジメントレポートおよびコーポレート・ガバナンス報告書などのその他の関連報告書に関する規定が含まれています。

例:

- 会計指令第19条はマネジメントレポートの内容を定めており、同第29条は連結マネジメントレポートの内容を規定しています。マネジメントレポートは、外部向けの企業報告の必須項目であり、財務諸表を補完するものです。一般的に、会計指令の適用範囲に含まれる一定規模を超えるすべての企業は、マネジメントレポートの作成が要求されます。
- 2014年に非財務報告指令²(NFRD)が採択され、新しい第19a条と第29a条を通じて非財務報告規則が会計指令に導入されました。
- CSRDは、サステナビリティ報告の範囲と内容の大幅な拡大など、CSRDの目的を取り入れるために、(特に)会計指令第19a条および第29a条を抜本的に改正しています。

また透明性指令³には、会計指令における企業報告に関する規定とは関係なく、発行企業(すなわち、EUの規制市場でその有価証券の取引が認められている企業)による定期報告に関する規定が含まれています。発行企業が、会計指令の範囲に含まれる企業と同じサステナビリティ報告要件に従うことを確保するために、CSRDは、透明性指令を修正しています。EU域外の企業であってもEU規制市場でその有価証券の取引が認められている企業であれば、サステナビリティ事項に関する情報を開示しなければならないことは注目に値します。

CSRDの最終化された条文は、2022年12月16日、EU官報(OJEU)(英語のみ)に掲載されました。EU加盟国は、2024年7月6日までに、CSRDの要求事項を満たすために、法律、規則、行政管理規定を施行しなければなりません。

EU指令とEU規則との違いは何か、また、その違いはCSRDにどのように適用されるのか

「規則(Regulation)」は、EU加盟国によって変更されることなくEU全体で適用しなければならない拘束力のある法的行為です。「指令」とは、すべてのEU加盟国が決められた期間内に指令を自国の国内法に移行することにより達成しなければならない目標を定めた法的行為です。しかし、国内法制化によりどのように目標を達成するかは、各EU加盟国が決めます。したがって、指令は、通常、採択すべき実際の規則に関する一定の裁量をEU加盟国に与えており、各加盟国は、より厳格な要求事項を加えることも可能です。

その結果として、CSRDはEU指令であるため国内法へ異なる形で移行される可能性があります。国内法は各企業にとって法的拘束力があり、他に優先します。このような背景から、EU指令の解釈は、国内でどのように適用されるかによって変わるため、必ずしも明確に解釈できるわけではありません。

この文脈において、本FAQ集は、CSRDの主要な規定、特に適用範囲の概要を提供するため、2022年12月16日に英語でEU官報に掲載された指令(EU)2022/2464に基づいています。CSRDは企業に直接適用されませんが、EU加盟国の国内法は直接適用されます。そのため、本FAQ集はひとつの指針とみなすべきものであり、特定の事例に適用することはできません。

¹ 指令2013/34/EU、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32013L0034>で入手可能

² 特定の大規模事業体およびグループ(非財務報告指令)による非財務および多様性の情報の開示に関して、2013/34/EU指令を修正する指令2014/95/EUは、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014L0095>で入手可能

³ 指令2004/109/ECは、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02004L0109-20210318&from=EN>で入手可能

IND FAQ1.2—本FAQ集の構成

本FAQ集は、以下の構成となっています。

関係する企業	トピック	本FAQ集におけるセクション
EU企業 注: EU企業とは、親会社がEU域内に本社を置かEU域外に本社を置かにかかわらず、EU域内に所在する企業と理解されなければなりません。したがって、本セクションでは、EU域内に本社を置く企業、およびEU域内に子会社を有するEU域外に本社を置く企業を扱います。	<ul style="list-style-type: none"> 企業がCSRDの適用範囲に含まれるのはいつか CSRD報告要件の初度適用はいつか 企業が用いなければならない報告基準の種類はどれか 対象範囲の企業がCSRD報告要件から免除される状況はあるか 対象範囲の企業は、タクソミー規則第8条に基づく報告も必要か 	セクションB —EU事業体
EU域外の親会社を有するEU企業 注: CSRDには、EU域外に本社を置く親会社を有するEU企業についての特別な規定があります。したがって、 セクションB に加えて セクションC は、EU域内に子会社または支店を有する国際的なグループに関連性があります。	<ul style="list-style-type: none"> EU域内に拠点を有する国際的なグループにとってどのような影響があるか。EU子会社に対する免除の可能性はあるか EUのサブグループレベルでの報告は要求されるか。また、EUのサブホールディングがない場合、どのような影響があるか 世界的なグループの報告が必要となる状況はあるか 	セクションC —親会社がEU域外のEU事業体についての特別な規定
発行体である企業 注: 発行体は、その有価証券(資本性証券または負債性証券)のEU規制市場での取引が認められている自然人または法人と定義されます。これには、EU域内に所在するか否かにかかわらず、EU規制市場に上場しているすべての企業が含まれます。	<ul style="list-style-type: none"> 発行体である企業がCSRDの範囲に含まれるのはいつか CSRD報告要件の初度適用はいつか 	セクションD —EU規制市場における有価証券の発行体

信用機関および保険事業体に関するすべての規定は、後日、別のFAQで取り上げる予定です。

セクションB－EU事業体

IND FAQ2ーどのような場合に、EU事業体はCSRDの報告要件の対象となる可能性があるか

一般的に、EU事業体は、次のシナリオのうちの1つまたは2つに当てはまる可能性があります(下表参照)。「EU事業体」という用語は、本FAQ集では、EUに所在し、EU加盟国の企業報告に関する法律および規則に準拠する一定の法形態を有する企業について使用しています。

シナリオ番号	報告責任	準拠条文	CSRD報告の範囲
1	大規模事業体	第19a条(1)会計指令: 「大規模事業体」	企業レベルの報告
2	中小事業体(上場している場合)	第19a条(1)会計指令: 「第2条(1)(a)で定義される社会的影響度の高い事業体(PIE: public-interest entities)である零細事業体以外の中小事業体」	
3	親事業体	第29a条(1)会計指令: 「第3条(7)に言及されている大規模グループの親事業体」	グループ全体の報告

シナリオ3はシナリオ1、2に優先されます。すなわち、例えば、大規模グループの親事業体(シナリオ3)でもある大規模事業体(シナリオ1)は、シナリオ3の下でのみ報告する必要があります。

EU事業体の親会社があるかEU域内にあるかEU域外にあるかで違いがあるか

いいえ、現時点の適用範囲の分析においては違いはありません。

しかし、親会社がEU域外の(すなわち、親会社がEU域外に所在する)EU事業体に適用される重要な規定があります。これらの特別な規定については、[セクションC](#)で説明します。

IND FAQ2.1ーシナリオ1:「大規模事業体」に関する規定は何か

会計指令⁴第19a条(1)によれば、「大規模事業体」は、マネジメントレポートにおいて、事業体がサステナビリティ事項に及ぼす影響を理解するために必要な情報、および、サステナビリティ事項が事業体の発展、財務成績、財政状態にどのような影響を及ぼすかを理解するために必要な情報を含めなければなりません。このような情報には、ビジネスモデルと戦略、方針と目標、インセンティブ制度、デュー・デリジェンスのプロセスと影響、リスク、その他の側面に関するサステナビリティ関連の情報が含まれていなければなりません。

開示された情報が比較可能であり、すべての関連情報が確実に開示されるように、CSRDは、会計指令第19a条(1)の範囲に含まれる事業体は共通の報告基準(欧州サステナビリティ報告基準(ESRS))に従って報告すべきであると規定しています。ESRSは、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)の技術的助言に基づいて策定されています。

⁴ 指令2013/34/EU(CSRDによって修正)(別途記載されていない場合)

IND FAQ2.1.1ー大規模事業体とは何か

会計指令第1条によれば、「事業体(undertaking)」とは、EUで設立され、EU加盟国の企業報告に関する法律や規則に準拠する一定の法的形態の企業です。「事業体」という用語は、主に有限責任会社を指します。詳細なリストについては、会計指令の付属書Iおよび付属書IIをご参照ください。付属書IIには、各EU加盟国の法的形態のリストが掲載されており、付属書IIIには、「無限責任を有する事業体の直接的または間接的なメンバーが、実際には有限責任を有す

る」場合に適用対象となる事業体の種類のリストが掲載されています。

例：

アイルランドについて、附属書IIには、法的形態として「株式または保証による有限責任の公開企業、株式または保証による有限責任の非公開企業」が掲載されています。附属書IIIには「パートナーシップ、リミテッドパートナーシップ、無限責任会社」と記載されています。

「大規模事業体」は、会計指令第3条(4)で定義されています。大規模事業体は、2事業年度連続で貸借対照表日において次の3つの規模に関する要件のうち少なくとも2つの要件を超えていなければなりません(例外があります)。

- A. 総資産: 20 百万ユーロ
- B. 純売上高: 40 百万ユーロ
- C. 事業年度中の平均従業員数: 250 人

これらの用語の定義(例えば、「従業員」という用語や平均の算定方法に関する規則)は、各EU加盟国で異なる可能性があります。したがって、その場合は国内法の規定を優先しなければなりません。

大規模事業体の定義(法的形態や規模の要件を含む)が変更される可能性はあるか

EU加盟国は、会計指令第1条に言及されている以外のその他の法人を含めることにより、または、規模に関する要件の閾値を引き下げることにより、範囲の拡大を決定する可能性があります。いずれしても国内法が優先されます。

IND FAQ2.1.2—12月決算の大規模事業体の初度適用はいつか

大規模事業体(時点)	事業体はPIEか	従業員数(法人)	初度適用
2024年12月31日	はい	500人超	2024年度
2024年12月31日	はい	500人以下	2025年度(2025年12月31日現在において引き続き大規模事業体の場合)
2024年12月31日	いいえ	500人超	2025年度(2025年12月31日現在において引き続き大規模事業体の場合)
2025年12月31日	いいえ	-	2025年度

PIEの定義

社会的影響度の高い事業体(PIE)とは、3種類の事業体を指します。

会計指令第2条(1)(a)によれば、PIEは、EU加盟国の法律に準拠する事業体であり、その譲渡可能証券(資本性証券または負債性証券)はEU規制市場での取引(すなわち「上場」)が認められています。EUには非規制取引所(いわゆる「自由市場」)と規制取引所があることに留意しなければなりません。PIEの定義では、EU規制市場を指します。

また、PIEには、規制市場に有価証券を上場していない信用機関も含まれます。2006年6月14日の欧州議会理事会指令2006/48/EC第4条によれば、「信用機関」とは、その事業が一般からの預金またはその他の払戻可能資金を受領し、自己勘定で信用を供与することを業務とする事業体をいいます。

最後に、PIEには、1991年12月19日の理事会指令91/674/EEC第2条(1)の定義に基づく保険事業体および再保険事業体が含まれます。保険会社は、規制市場に有価証券を上場していないPIEでもあります。

PIEの定義はEU加盟国間で異なることがあります。その場合には国内法が優先されます。例えば、ドイツでは、PIEの定義には、規制市場での有価証券の取引認可を申請している事業体が含まれます。

会計指令第40条によれば、財務報告の目的上、PIEは自動的に大規模事業体として扱われるため、通常は、規模に関係なく同じ報告義務があることに留意しなければなりません。ただし、サステナビリティ報告を作成するための要求事項を定める会計指令第19a条のCSRD報告義務の目的上、初度適用の範囲と適正な年度を決定するためには、規

模の要件も満たさなければなりません。この点に関して、CSRDの説明文言であるRecital 17は、「特に、社会的影響度の高い事業体(PIE)は、サステナビリティ報告の要求事項を適用する目的上は大規模事業体として扱われるべきではない」と述べています。

大規模事業体が250人を超える平均従業員数を有する事業体であると一部で定義されている場合、500人という閾値は何を意味するか

現在、NFRDに従って報告する義務のある事業体は、PIEであり、平均従業員数が500人を超える大規模事業体です。

新しい報告義務の開始に関する上述の規定は、すでにNFRD⁵の下で非財務情報を報告している企業の最初の報告が、「新たな報告企業」(すなわち、NFRDの下ではまだ報告が義務付けられていない企業)の最初の報告よりも1年早くなることを意味します。

閾値で特定されたもの以外でも、すでに国内規定によって非財務情報を報告している企業があります。例えば、一部のEU加盟国がNFRDの範囲を拡大しているケースもあり、このような企業にとっての初度適用の時期は未定です。

⁵ 会計指令第19a条および第29a条(NFRD(指令2014/95/EU)による修正)

IND FAQ2.1.3—大規模事業体のサステナビリティ報告ではどの基準を使用すべきか

会計指令第19a条(4)に従い、大規模事業体は、会計指令第29b条に従って採択されたサステナビリティ報告基準に従って報告をしなければなりません。これは、「完全な」ESRSが適用されることを意味します。

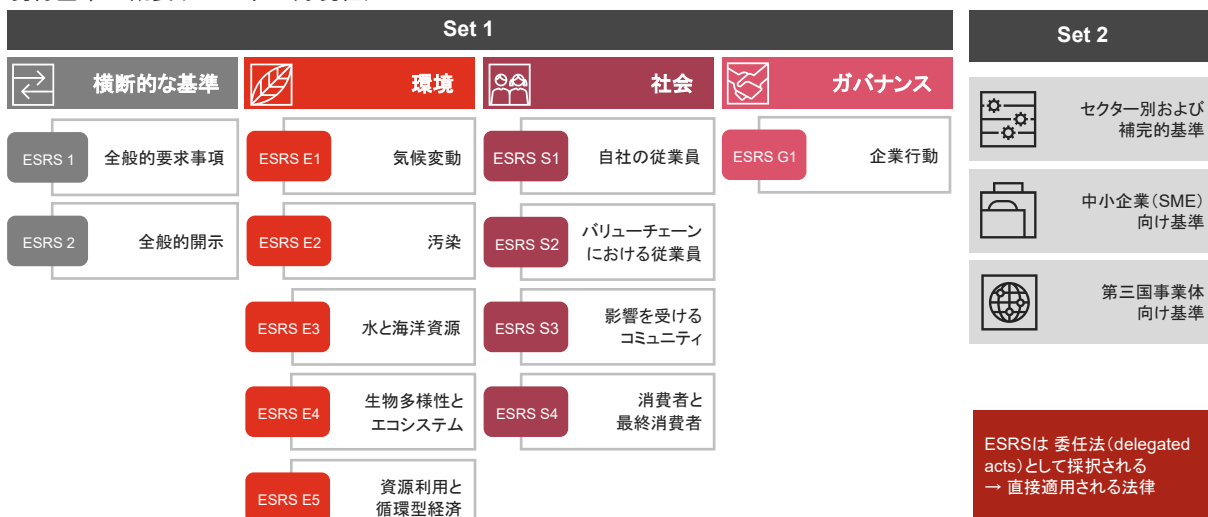
「完全な」ESRSとは何を意味し、どのような種類のESRSが導入されるか

「完全な」ESRSとは、会計指令第29b条に規定されている基準のことであり、セクター横断的な基準(Set 1)とセクター別(業種別)の基準(Set 2)から構成されます。2022年11月、EFRAGは、2022年11月にセクター横断的な12の基準から成るESRS草案を技術的助言としてECに提出しました。さらに、EFRAGは、セクター横断的な基準を補完するセクター別基準の策定に取り組んでいます。

さらに「完全な」ESRSに加えて、CSRDは、以下の2組の基準の策定を考えています。

- 中小企業(SME)向けのサステナビリティ報告基準([FAQ2.2.3](#)を参照)
- 第三国の事業体向けのサステナビリティ報告基準([セクション C](#)を参照)

現行基準の概要(2022年11月現在):



IND FAQ2.1.4—これらの事業体はタクソミー規則第8条の範囲にも含まれるか

はい、含まれます。会計指令第19a条の適用対象であるすべての事業体は、同じ範囲をカバーするタクソミー規則第8条の開示も含めなければなりません。

特に、タクソミー規則第8条(1)は、「指令2013/34/EU第19a条または第29a条に従い非財務情報を公表する義務を負う事業体は、本タクソミー規則第3条および第9条に基づき環境的に持続可能であると認められる経済活動に事業活動がどのように、どの程度関連しているかについて、非財務諸表または連結非財務情報の中に記載しなければならない」と規定しています。

したがって、会計指令第19a条の範囲に含まれる大規模事業体は、タクソミー規則第8条の範囲にも含まれます。「新たな報告企業」(すなわち、NFRDの下でまだ報告が義務付けられていない企業)は、2025年度より、タクソミー規則第8条で要求されている情報を、そのサステナビリティ報告に記載しなければなりません(前述の「[IND FAQ2.1.2 \(初度適用\)](#)」を参照)。

EUタクソミーの詳細については、PwCの[ESG Viewpoint](#)のサイトをご覧ください。

IND FAQ2.1.5—大規模事業体の子事業体の場合はどうなるか、また免除は可能か

ある事業体が別の法人の子会社である場合、親事業体の子事業体であることにより、親会社の連結サステナビリティ報告に含まれることで、それ自身のサステナビリティ報告要件から免除される可能性があります。これは、個々の大規模事業体が個別に報告するのではなく、上位の親事業体が連結ベースで報告することを意味します。

特に、大規模事業体は、会計指令第19a条(9)および(10)の規定のすべてを満たす場合、それ自体のサステナビリティ報告要件から免除されます。この規定には、下記が含まれています。

1. 大規模事業体(免除された子事業体)およびその子事業体(ある場合)は、会計指令第29条および第29a条に従って作成された親事業体の連結マネジメントレポートに含まれる。すなわち、親事業体は、「完全な」ESRSに従って、サステナビリティ報告を含む連結マネジメントレポートを作成する必要がある。詳しくは、「[IND FAQ2.3—シナリオ3:親事業体に関してどのような規定があるか](#)」を参照。
2. 免除される子事業体のマネジメントレポートには、以下の情報を記載しなければならない。
 - a. 免除する親事業体の名称および登録事務所
 - b. 免除する連結マネジメントレポートやその保証意見のウェブサイトへのリンク。このことは、時期について、免除される子会社がマネジメントレポートを作成する前に、免除する連結マネジメントレポートが、作成、保証および公表されていないことを意味する可能性がある。この点を明確にするために、CSRDの国内法への移行を注意深くモニターする必要がある。
 - c. 大規模事業体がサステナビリティ報告義務を免除されているとの情報
3. 免除される子事業体が所在するEU加盟国が、免除する親事業体の連結マネジメントレポートを特定の言語で公表することを要求する場合、証明付き翻訳は要求されないが、翻訳が証明されていない場合、その旨を記載しなければならない。

EU域外の親事業体が免除するサステナビリティ報告を作成する場合については、[セクションC](#)を参照してください。

免除はオプションまたは義務のいずれとして解釈されるか

会計指令第19a条(9)の文言(「免除されるものとする(shall be exempted)」)は、会計指令第19a条(9)および(10)の規定を満たす場合に子会社はそれ自身のサステナビリティ報告要件を免除される義務があることを意味します。しかし、現行のNFRDにおける会計指令第19a条(3)の免除規定は同じ(「免除されるものとする(shall be exempted)」)であるが、一部のEU加盟国ではこれがオプションとして国内法に移行されていることに留意する必要があります(例えば、ドイツでは、会計指令第19a条の対象となる子会社は、免除されるかどうかを選択できる)。

したがって、子会社については会計指令第29a条に従って作成された親事業体の連結サステナビリティ報告に含まれる場合もあるし、会計指令第19a条に従って独自のサステナビリティ報告を作成する場合もあり得ます。この点を明確にするために、CSRDの国内法への移行を注意深くモニターする必要があります。

免除を求める大規模事業体が、子会社かつPIEの場合はどうなるか

会計指令第2条(1)の下では定義の範囲がより広くなっており、上記の免除はPIEにも適用されます。

しかし、会計指令第19a条(10)によると、この免除は、会計指令第2条(1)(a)のもとで具体的に定義され(EU加盟国の法律に準拠する事業体で、譲渡可能な有価証券(資本性証券または負債性証券)をEU規制市場で取引(上場)されることを認められている事業体)、かつ、大規模であるPIEには適用されません。

これは、EU規制市場に上場しており、規模が大きいPIEは、会計指令第19a条から免除されず、親事業体の連結サステナビリティ報告に含まれるか否かにかかわらず、単独で報告しなければならないことを意味します。

免除を求める大規模事業体が、子会社ではなく持分法で会計処理される関連会社の場合にはどうか

上記の免除は、子事業体である大規模事業に適用されます。この要件が満たされなければ免除はできません。

IND FAQ2.1.6—大規模事業体がマネジメントレポートの作成／公表、および(または)財務諸表の公表を免除されている場合はどうなるか

財務報告の免除は、サステナビリティ報告の免除とは別のものです。どちらの免除制度も、互いに独立して運用されます。したがって、大規模事業体が、マネジメントレポートの作成／公表、および(または)財務諸表の公表を免除されているもののサステナビリティ報告の作成については免除されない可能性があります。CSRDにはこの状況について具体的な規則はありません。この問題に対しては、CSRDの適用時に何か具体的な規定が必要となるのかを確認する必要があります。

PwCは、大規模事業体がマネジメントレポートの作成を免除されるほとんどの場合においてサステナビリティ報告の作成も免除されることになるだろうと考えています([IND FAQ2.1.5](#)を参照)。この場合、大規模事業体は、免除に関する情報(免除する親事業体の名称や登録事務所)を提供する必要はありません。ただし、当該事業体は免除する親事業体の連結マネジメントレポートを独自に公表しなければなりません。

IND FAQ2.1.7—大規模事業体が親事業体である場合はどうなるか

事業体自体が単独で「大規模事業体」であり、かつ「大規模グループ」の親事業体である場合、その事業体は、会計指令第19a条および第29a条の両方の範囲に含まれる可能性があります。

この場合、CSRDは、二重の報告要件はないと考えています。「二重報告」とは、単一の事業体が、単一の報告企業レベルでの報告書とグループレベルでの連結報告書という2つの報告書を作成することです。会計指令第29a条(7)は、親事業体が会計指令第29a条の(1)から(5)の報告要求事項を遵守していれば、会計指令第19a条に記載される要求事項を遵守しているとみなされると規定しています。すなわち、グループレベルの報告のみが義務付けられることを意味します。

大規模事業体は、会計指令第29a条のサステナビリティ報告の要求事項([IND FAQ2.3](#)のシナリオ3を参照)に従うことが要求されることになります。

大規模事業体が親事業体であり、かつ、子事業体の場合はどうなるか

大規模事業体が親事業体であり、かつ子事業体である場合、最終的な親会社ではないため、会計指令第19a条(9)および(10)ならびに第29a条(8)および(9)に従い、大規模事業体はそれ自身の(連結)報告要求から免除される場合があります。[IND FAQ2.1.5](#)および[IND FAQ2.3.6](#)のシナリオ3の免除に関する規定を参照してください。

IND FAQ2.2—シナリオ2:「中小事業体」に関してどのような規定があるのか

会計指令第19a条(1)によれば、「第2条(1)(a)で定義される社会的影響度の高い事業体である零細事業体以外の中小規模の事業体(以下、中小事業体)」は、マネジメントレポートに、事業体がサステナビリティ問題に与える影響を理解するのに必要な情報、および、サステナビリティ問題が事業体の発展、財務業績、財務状態にどのような影響を与えるかを理解するのに必要な情報を含めなければなりません。このような情報には、事業モデルと戦略、方針と目標、インセンティブ計画、デュー・デリジェンスのプロセスと影響、リスク、その他の側面に関するサステナビリティ関連の情報が含まれていなければなりません。

開示された情報が比較可能であり、すべての関連情報が開示されることを確保するために、CSRDは、会計指令第19a条(1)の範囲に含まれる事業体は共通の報告基準(欧州持続可能性報告基準(ESRS))に従って報告すべきであると規定しています。ESRSは、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)の技術的助言に基づいて策定されています。

IND FAQ2.2.1—どの中小事業体が適用範囲に含まれるか

中小事業体(「事業体」(undertaking)という用語の定義は、[IND FAQ2.2.1](#)を参照)が適用範囲に含まれるとみなされるためには、以下の2つの要求事項を満たさなければなりません。

1. 事業体は、「第2条第1項第(a)号に言及される」PIEでなければならない。すなわち、EU加盟国の法律に準拠する事業体であり、その譲渡可能な有価証券(資本性証券または負債性証券)がEU規制市場での取引(「上場」)を認められていなければならない。
2. 零細企業ではなく、中小事業体の規模の要件(下表参照)を満たさなければならない。

一般的に、事業体の規模は、2事業年度連続で貸借対照表日において下表の規模の要件に基づき分類されます(例外があります)。

以下の3つの要件のうち少なくとも2つの制限を超えていないこと	中規模事業体	小規模事業体	零細規模の事業体
総資産(単位:ユーロ)	2,000万	400万	35万
純売上高(単位:ユーロ)	4,000万	800万	70万
事業年度中の平均従業員数(単位:人)	250	50	10

これらの用語の定義(例えば、「従業員」という用語や平均の算定方法に関する規則)は、各EU加盟国で異なる場合があります。したがって、国内法の規定を優先しなければなりません。

一般的に、財務報告の目的上、PIEは大規模とみなされるため、通常は規模に関係なく同じ報告義務があります。しかし、会計指令第19a条の報告義務の目的上、規模の要件を考慮する必要があるため、PIEであっても規模の要件も満たさなければなりません。

IND FAQ2.2.2—適用範囲に含まれる12月決算の中小事業体の初度適用はいつか

初度適用は、2026年1月1日以後に開始する事業年度です。

中小事業体は報告を遅らせることは可能か

CSRDの範囲に含まれる中小事業体は、2028年1月1日より前に開始する事業年度まで初度適用を遅らせることができます。この場合、事業体は、マネジメントレポートにおいて、サステナビリティ報告を提出しなかった理由を記載した簡潔な説明を提供しなければなりません。

IND FAQ2.2.3—サステナビリティ報告にはどの種類の基準を用いるか

会計指令第19a条(6)に従い、会計指令第19a条の範囲に含まれる中小事業体は、会計指令第29c条に記載されているサステナビリティ報告基準に準拠して報告する必要があり、これは中小事業体向けESRSが適用されることを示しています。中小事業体であっても、「完全な」ESRSに従って報告することもできます。

中小事業体向けESRSとはどういう意味か、またどのような種類のESRSが導入されるのか

SME向けESRS、または小規模および中規模事業体(SME)に特化したESRSは、会計指令第29c条で規定されている基準です。含まれる情報は完全なESRSよりも少なくなっています([IND FAQ2.1.3](#)を参照)。これまでのところ、EFRAGは、中小事業体向けのESRSの草案を公表していません。

中小企業向けのESRSに加えて、CSRDは、さらに以下の2つの基準の開発を想定しています。

- 「完全な」ESRS(セクター横断的な基準1組とセクター別基準1組で構成される([IND FAQ2.1.3](#)を参照))
- 第三国事業体向けサステナビリティ報告基準([セクション C](#)を参照)。

IND FAQ2.2.4—これらの事業体もタクソミー規則第8条の範囲に含まれるか

はい、含まれます。会計指令第19a条の適用対象であるすべての事業体は、同じ範囲をカバーするタクソミー規則第8条の開示も含めなければなりません。

特に、タクソミー規則第8条(1)は、「指令2013/34/EU第19a条または第29a条に従い非財務情報を公表する義務を負う事業体は、本タクソミー規則第3条および第9条に基づき環境的に持続可能であると認められる経済活動に事業活動がどのように、どの程度関連しているかについて、非財務諸表または連結非財務情報の中に記載しなければならない」と規定しています。

したがって、会計指令第19a条の範囲に含まれる中小事業体は、タクソミー規則第8条の範囲にも含まれます。当該事業体は、2026年度より、タクソミー規則第8条で要求される情報をそのサステナビリティ報告に記載しなければなりません(前述の「[IND FAQ2.2.2\(初度適用\)](#)」を参照)。

IND FAQ2.2.5—免除の可能性など、その他の特定の規定はあるか

会計指令第19a条の範囲に含まれる中小事業体は、大規模事業体と同じ適用除外規定が(親事業体の連結マネジメントレポートに含められることにより)適用される可能性があります。これについては、1つの例外を除き「[FAQ2.1.5—大規模事業体の子会社の場合はどうなるか、また免除は可能か](#)」と同じ説明が適用できるでしょう。

上述のように、上場PIEである大規模事業体は、免除を得ることができません。しかし、会計指令第19a条(10)に基づき、上場PIEである中小事業体が、親事業体が会計指令第29条および第29a条に基づき作成した連結マネジメントレポートに含まれる子事業体でもある場合には、会計指令第19a条から免除されることが可能です。

上記に加えて、「[FAQ2.1.6—大規模事業体がマネジメントレポートの作成／公表、および\(または\)財務諸表の公表を免除されている場合はどうなるか](#)」および「[FAQ2.1.7—大規模事業体が親事業体である場合はどうなるか](#)」は、会計指令第19a条の範囲に含まれる中小事業体にも同様に適用されます。

IND FAQ2.3—シナリオ3:親事業体に関してどのような規定があるのか

会計指令の第29a条(1)によれば、「第3条(7)で言及されている大規模グループの親事業体」は、連結マネジメントレポートに、グループがサステナビリティ問題に与える影響を理解するのに必要な情報、および、サステナビリティ問題がグループの発展、財務成績、財政状態にどのような影響を与えるかを理解するのに必要な情報を含めなければなりません。このような情報には、グループの事業モデルと戦略、方針と目標、インセンティブ計画、デュー・デリジェンスのプロセスと影響、リスク、その他の側面に関するサステナビリティ関連の情報が含まれていなければなりません。

開示された情報が比較可能であり、すべての関連情報が開示されることを確保するために、CSRDは、会計指令の第29a条(1)の範囲に含まれる事業体は共通の報告基準(欧州サステナビリティ報告基準(ESRS))に従って報告すべきであると規定しています。ESRSは、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)の技術的助言に基づいて策定されています。

IND FAQ2.3.1—どの親事業体が適用範囲に含まれるか

大規模グループの親事業体のみが、会計指令第29a条の範囲に含まれ、連結サステナビリティ報告の作成を要求されます。グループ全体の親事業体が適用範囲に含まれる場合には、その親事業体が連結ベースでグループ全体の報告を行います。

適用範囲に含まれるとみなされるためには、事業体(「事業体(undertaking)」)という用語の定義については、[IND FAQ2.1.1](#)を参照)は、以下でなければなりません。

1. 親事業体
2. 大規模グループの事業体

「親事業体」とは、会計指令第2条に従い、1つまたは複数の子事業体を支配する事業体を意味します。会計指令にはこれらの用語に関する詳細な規定がありますが、「子事業体」と「支配」の定義は使用する会計基準によって異なります。したがって、これにはEU加盟国の国内法に基づく評価が必要です。

会計指令第3条(4)に定義されているように、「大規模グループ」とは、連結に含まれる親事業体と子事業体で構成されるグループであり、連結ベースでは、2事業年度連続で貸借対照表日において次の3つの規模の要件のうち少なくとも2つの要件を超えていなければなりません(例外があります)。

- A. 総資産: 20 百万ユーロ
- B. 純売上高: 40 百万ユーロ
- C. 事業年度中の平均従業員数: 250 名

これらの要件は、連結ベースで算定されます(すなわち、内部取引の相殺消去を含む)。各国の規定では、他の算定方法(企業間消去を伴わない合算ベースなど)や閾値を想定する可能性もあります。

これらの用語の定義(例えば、「従業員」という用語や平均の算定方法に関する規則)は、各EU加盟国で異なる可能性があります。したがって、その場合は国内法の規定を優先しなければなりません。

単独での親事業体の規模は決定的なものではないことに留意することが重要です。すなわち、報告要件を決定するのはグループの規模です。

グループの規模の要件についてどの企業を考慮すべきか

財務報告と同様に、グループの規模の要件を決定する際には、それがEU域内の事業体か否かにかかわらず、連結に含めるべき親事業体とすべての子事業体を考慮しなければなりません。「子事業体」の定義など、この規則に関する詳細な規定は、適用する会計基準によって異なるため、EU加盟国の国内法に基づき評価する必要があります。

どの企業を親事業体の連結報告に含めるか

会計指令第29a条は、グループの報告要求を課すものであり、これにより親事業体は連結サステナビリティ報告を作成する必要があります。これは、単一の子事業体が単独で適用範囲に含まれるかどうか、また、子事業体がEU域内に存在するか域外に存在するかにかかわらず、グループ報告には親事業体とすべての子事業体を含むグループ全体がカバーされることを意味します。

ESRS草案1.66(2022年11月現在)によれば、「サステナビリティに関する報告事業体は、関連する財務諸表に保持されている事業体でなければならない。例えば、報告事業体がグループであり、親会社が連結財務諸表を作成することを要求される場合には、連結財務諸表およびサステナビリティ報告書は、親会社とその子会社に関するものとなる」とあります。一般的に、重要性のない子事業体は、連結財務諸表の連結の範囲に含める必要はありません。しかし、財務報告の観点からの子事業体の重要性の評価は、サステナビリティ報告の観点からの評価と異なることがあります。そのような状況をどのように扱うかについて、(後の段階で)判断しなければなりません。

IND FAQ2.3.2—12月決算の親事業体の初度適用はいつか

大規模グループの親事業体(時点)	親事業体はPIEか*	従業員数(グループ全体)	初度適用
2024年12月31日	はい	500人超	2024年度
2024年12月31日	はい	500人以下	2025年度(当該グループが、2025年12月31日時点においても大規模グループである場合)
2024年12月31日	いいえ	500人超	2025年度(当該グループが、2025年12月31日時点においても大規模グループである場合)
2024年12月31日	いいえ	-	2025年度

* PIEの定義は、1つの瑣末な差異を除き、[IND FAQ2.1.2](#)の大規模事業体と同じです。すなわち、財務報告の目的上、PIEは無条件で大規模事業体として扱われ、PIEの親事業体を有するグループは無条件で大規模グループとして扱われるため、通常は、規模に関係なく同じ報告義務が生じます。大規模事業体と同様に、会計指令第29a条のCSRD報告義務の目的上、[IND FAQ2.3.1](#)で述べた規模の要件を満たされなければなりません。

上記のように、NFRD⁶に従い、すでに連結非財務情報を報告している企業の初度適用の報告は、「新たな報告企業」(すなわち、NFRDの下でまだ報告が義務付けられていない企業)の初度適用の報告よりは1年早くなります。ただし、国内法によってのみ連結非財務情報をすでに報告している企業の初度適用がいつになるのかは、依然として未定です(一部のEU加盟国はNFRDの範囲を拡大している)。

⁶ 会指令第19a条および第29a条(NFRD(指令2014/95/EU)による修正)

IND FAQ2.3.3—連結サステナビリティ報告にどの基準を適用するか

会計指令第29b条は、大規模グループの親事業体が会計指令第29a条に従い報告すべき情報を特定するサステナビリティ報告基準を定めています(すなわち、会計指令第29a条(5)に基づき、「完全な」ESRSが適用される)。「完全な」ESRSの詳細については、[IND FAQ2.1.3](#)を参照してください。

会計指令第29b条に基づく「完全な」ESRSは、親事業体の規模にかかわらず単独で適用されることに留意が必要です。例えば、親事業体が小規模事業体であるもののグループは大規模の場合、依然として「完全な」ESRSがグループの報告書に適用されます。

IND FAQ2.3.4—これらの事業体もタクソミー規則第8条の範囲に含まれるか

はい、含まれます。会計指令第29a条の適用対象であるすべての企業は、同じ範囲をカバーするタクソミー規則の開示も含めなければなりません。

特に、タクソミー規則第8条(1)は、「指令2013/34/EU第19a条または第29a条に従い非財務情報を公表する義務を負う事業体は、本タクソミー規則第3条および第9条に基づき環境的に持続可能であると認められる経済活動に事業活動がどのように、どの程度関連しているかについて、非財務諸表または連結非財務諸表の情報の中に記載しなければならない」と規定しています。

したがって、会計指令第29a条の範囲に含まれる親事業体は、タクソミー規則第8条の範囲内にも含まれます。「新たな報告企業」(すなわち、NFRDの下でまだ報告が義務付けられていない企業)は、2025年度より、タクソミー規則第8条で要求される情報を、その連結サステナビリティ報告に記載しなければなりません(前述の「[IND FAQ2.3o.2\(初度適用\)](#)」を参照)。

IND FAQ2.3.5—親事業体自体および連結後のグループとしての、二重報告要件はあるか

いいえ、CSRDは、二重の報告要件はないと考えています(「二重報告」とは、単一の事業体が、単一の報告企業レベルでの報告書とグループレベルでの報告書の2つの報告書を作成することです)。

これは、親事業体が単独で「大規模事業体」または「上場中小事業体」であり、かつ「大規模グループ」の親事業体である場合が該当します。これは、親事業体が会計指令第19a条および第29a条の範囲に含まれていることを意味するといえます。会計指令第29a条(7)は、親事業体が会計指令第29a条(1)から(5)の報告要求事項を遵守していれば、会計指令第19a条に記載される要求事項を遵守しているとみなされると規定しています。すなわち、グループレベルの報告のみが義務付けられることを意味します。

IND FAQ2.3.6—親事業体が連結サステナビリティ報告を免除されるのはどのようなシナリオか

親事業体がそれ自身の連結サステナビリティ報告要件を免除される唯一の可能性は、会計指令第29a条(8)および(9)のすべての規定を満たしている場合です。これらの規定には下記が含まれます。

1. 親事業体(免除される親事業体)およびその子事業体は、会計指令第29条および第29a条に従って作成された親事業体の連結マネジメントレポートに含まれる。すなわち、免除される親会社(サブホールディング会社)の親事業体は、会計指令第29a条、特に、連結サステナビリティ報告に対する「完全な」ESRSの適用を定める会計指令第29a条(5)に従って、サステナビリティ報告を含む連結マネジメントレポートを作成する必要がある。
2. 免除される親事業体のマネジメントレポートには、以下の情報を記載しなければならない。
 - a. 免除される親事業体の名称および登録事務所

- b. 免除される連結マネジメントレポートやその保証意見のウェブサイトへのリンク。このことは、時期について、免除される子会社がマネジメントレポートを作成する前に、免税される連結マネジメントレポートが、作成、保証および公表されていないことを意味する可能性がある。この点を明確にするために、CSRDの国内法への移行を注意深くモニターする必要がある。
 - c. 親事業体が会計指令第29a条のサステナビリティ報告義務を免除されているとの情報
3. 免除される事業体が所在するEU加盟国が、免除される連結マネジメントレポートを特定の言語で公表することを要求する場合、証明付き翻訳は要求されないが、翻訳が証明されていない場合、その旨を記載しなければならない。

EU域外の親事業体が免除される連結サステナビリティ報告を作成する場合には、[セクションC](#)を参照してください。

親事業体の子会社かつPIEの場合、免除は適用されるか

「[IND FAQ2.1.5—大規模事業体の子事業体の場合はどうなるか、また免除は可能か](#)」における子会社かつPIEである大規模事業体に関する質問と同様、この免除は、会計指令第2条(1)(a)のもとで具体的に定義され(EU加盟国の法律に準拠する事業体で、譲渡可能な有価証券(資本性証券または負債性証券)をEU規制市場で取引(上場)されることを認められている事業体)、かつ、大規模であるPIEには適用されません。したがって、親事業体が他の親事業体の子事業体であり、また当該親事業体自体が大規模でEU規制市場に上場している場合は、会計指令第29a条の免除は適用できません。

以下の表には、大規模グループの親事業体の免除規則を説明するための例を記載しています。

		親事業体における報告要否、免除適用可否	
親事業体 (事業体自身)	他の親事業体 (最終的な親事業体)	グループ全体の報告 (第29a条)	企業レベルの報告 (第19a条)
大規模事業体	なし	報告必須で免除不可	対象範囲に含まれるが、企業レベルの報告は必須ではない
大規模事業体	親事業体がある	対象範囲に含まれるが免除可能	対象範囲に含まれるが免除可能
大規模事業体 (EU規制市場に上場)	なし	報告必須で免除不可	対象範囲に含まれるが、企業レベルの報告は必須ではない
大規模事業体 (EU規制市場に上場)	親事業体がある	最終的な親事業体が報告を行っている場合も、報告必須で免除不可	対象範囲に含まれるが、企業レベルでの報告は必須ではない
中小事業体 (EU規制市場に上場)	なし	報告必須で免除不可	対象範囲に含まれるが、企業レベルでの報告は必須ではない
中小事業体 (EU規制市場に上場)	親事業体がある	対象範囲に含まれるが免除可能	対象範囲に含まれるが免除可能

IND FAQ2.3.7—親事業体が、連結財務諸表および連結マネジメントレポートの作成は免除されているが、連結サステナビリティ報告の作成は免除されていない場合はどうなるか

CSRDのRecital 26は次のように述べています。「連結財務諸表および連結マネジメントレポートの免除制度は、連結サステナビリティ報告の免除制度と独立して運用されている。したがって、最終的な親事業体が、EU法に基づき(または第三国で設立されている場合はEU法と同等の要求事項に基づき)連結財務諸表および連結マネジメントレポートを作成しているが、EU法に基づき(または第三国で設立されている場合はEU法と同等の要求事項に基づき)連結サステナビリティ報告を行っていない場合には、当該事業体は連結財務報告の要件からは免除されるが、連結サステナビリティ報告の要件からは免除されない。」

2つの免除制度は、互いに独立して評価されるように意図的に定められているため、親事業体が連結財務報告の作成義務から免除されている場合に、無条件で連結サステナビリティ報告の作成義務から免除されるわけではありません。このような場合には、会計指令第29a条(8)および(9)に従い[前述\(IND FAQ2.3.6\)](#)の免除が適用される場合を除き、

(グループのマネジメントレポートの一部ではなく個別の報告として)サステナビリティ報告を作成しなければなりません。

しかし、PwCの理解としては、EU域内の親事業体の報告に含めることで免除を求める親事業体のほとんどは、(財務報告とサステナビリティ報告の)両方の免除規定を同時に適用することになります。EU域外の親事業体の場合は、2つの異なる免除制度によってさらなる不整合や実務上の問題が生じる可能性があります([セクションC](#)を参照)。

連結サステナビリティ報告の作成を義務付けられているが、連結財務諸表の作成を免除されている親事業体には、どのような問題があるか

連結財務諸表を作成していない親事業体は、実務上の問題に直面する可能性があります(例えば、財務情報を連結するための方法やツールがない場合)。

問題になる可能性がある論点として、タクソミー規則第8条に関連する開示および財務上の金額への調整を要求する一部のESRS開示要求(例えば、純売上高当たりのエネルギー原単位)などが挙げられます。タクソミー規則第8条に関連する開示は、連結財務データ(収益、設備投資、営業利益)をタクソミー規則の要件を満たす経済活動、またはタクソミー規則に沿った経済活動にマッピングすることを含んでいます。これは、サステナビリティ報告のすべての開示義務を満たすために、いくつかの連結財務情報が要求されることを意味します。

IND FAQ2.3.8—連結サステナビリティ報告において、個々の子会社に関する情報の内訳を表示する要求事項はあるか

大規模グループの親事業体は、連結サステナビリティ報告を作成することが要求されます(会計指令第29a条(8)および(9)条の免除の可能性を考慮しない)。連結サステナビリティ報告に含まれる子事業体は、会計指令第19a条(9)および(10)の条件のもとで、それ自身の個別のサステナビリティ報告を作成することは要求されません。

会計指令第29a条がグループの報告要件を課しているにもかかわらず、会計指令第29a条(4)は、報告を行う親事業体が、そのグループに対するリスク、またはその影響と、1つまたは複数の子事業体に対するリスク、またはその影響に重大な差異を識別した場合には、当該事業体は必要に応じて子事業体または関係する子事業体にとってのリスク、およびその影響について適切な理解を提供しなければならないとしています。この規定にはすべての子会社が含まれる、すなわち、CSR報告要件の範囲に含まれる子会社だけではないことに留意することが重要です。

この規定を満たすための開示要求事項はESRSにおいて詳述されると見込まれます。

IND FAQ2.4—信用機関および保険事業体に関する特別規定は何か

この質問に関する内容は、今後追加予定です。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2023 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.